

預金商品の概要 [外貨預金]

令和4年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	プレミアム外貨定期預金
2. 販売対象	個人 (原則成年の方)
3. 期間	<p><定型方式></p> <p>3ヵ月の自動継続方式</p> <p>※元利金継続型または元金継続型を選択いただけます。</p> <p>①元利金継続型：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。</p> <p>②元金継続型：前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。利息はあらかじめ指定された同一通貨の外貨普通預金口座に入金します。</p>
4. 預入	
(1) 預入方法	一括預入
(2) 通貨	米ドル、ユーロ、オーストラリアドル
(3) 預入金額	20万円相当額以上
(4) 預入単位	1補助通貨単位 (例えば米ドルの場合1セント)
(5) 留意事項	円貨からのお預け入れに限ります。
5. 払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利息	
(1) 適用金利	<p>固定金利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各通貨の店頭表示の利率に以下の利率を上乗せして、満期日まで適用します。 米ドル・・・4.0% ユーロ・・・2.0% オーストラリアドル・・・6.0% ・上乗せ金利の適用は初回満期日までで、自動継続後の利率は継続日における各通貨の3ヵ月ものの店頭表示の利率を適用します。 ・店頭表示の利率は市場金利の動向に応じて決定します。 ・自動継続を停止した場合には、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における同一通貨の外貨普通預金利率により計算します。
(2) 利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	付利単位を10通貨単位とした1年を365日とする日割計算。
7. 為替変動リスク	外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る (円ベースで元本割れとなる) リスクがあります。
8. 預金保険	外貨預金は預金保険の対象ではありません。
9. 期日前解約時の取扱い	原則として期日前解約はできません。当金庫がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、期日前解約日当日の同一通貨の外貨普

9. 期日前解約時の取扱い（続き）	通預金利率を適用します。
10. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は、手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円）がかかります。お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します。 したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。 ・その他外貨建て取引によるお引き出しの際に、別途手数料がかかることがあります。
11. 税金	<p>[利息]</p> <p>源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）。 マル優はご利用になれません。</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>[為替差益]</p> <p>為替差益は雑所得として確定申告による総合課税となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は、申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</p> <p>※詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。</p>
12. 付加できる特約事項	<p>お預け入れ期間中に、満期日の受取円貨額を確定させるため、満期日の適用相場を予約することができます。予約相場は、予約当日のTTB相場とは異なります。</p> <p>先物予約の取消、および先物予約締結後の外貨定期預金の期日前解約はできません。</p>
13. 金利情報の入手方法	金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨預金の取扱時間は、為替相場公示後（米ドル・ユーロは午前10時過ぎ、オーストラリアドルは午前11時過ぎ）からです。 ・外貨預金は外為センターでの取扱いとなります。 ・この預金は証書や通帳を発行しません。毎月の取引明細をステートメント（受払照合表）に記載して、届出の住所に送付します。 ・この預金の解約時は満期日の前営業日までに受付店へお申出ください。

14. その他参考となる事項（続き）	・書替時の取扱方法の変更は満期日の前営業日までに受付店の窓口へお申出ください。 ・外貨現金、トラベラーズチェックによるお預け入れやお引き出しはできません。
--------------------	--

※外貨定期預金をお申込みの際は、「契約締結前交付書面」をよくお読みいただき、内容を十分にご理解のうえお申込みください。「契約締結前交付書面」は店頭にご用意しております。